

資 料 編

資料編

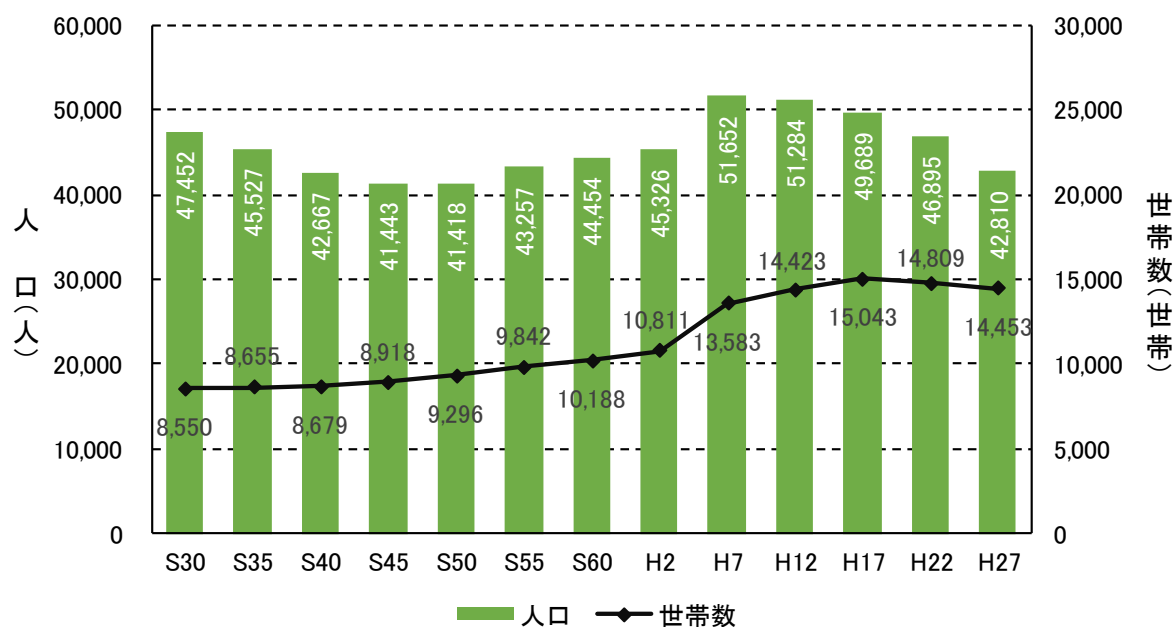
1. 稲敷市の環境の現状	資料編-1
2. 環境に関するアンケート調査の概要	資料編-10
3. SDGs との関係	資料編-15
4. 計画の進捗管理指標の他計画での目標値	資料編-22
5. 稲敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の説明	資料編-26
6. 稲敷市環境基本条例	資料編-31
7. 稲敷市環境審議会 委員名簿	資料編-35
8. 稲敷市環境基本計画策定庁内検討会議 委員	資料編-36
9. 稲敷市環境基本計画の策定経緯	資料編-36
10. 諮問書及び答申書	資料編-38

1. 稲敷市の環境の現状

1.1. 位置・地形・人口

稲敷市は、茨城県の南部、首都東京より 60km 圏に位置しています。地域の北側には国際的な研究学園都市「つくば」を、南側には世界への玄関口「成田」を擁しており、これらの核都市と首都圏中央連絡自動車道で結ばれています。本市は、稲敷台地と広大な水田地帯から成り、霞ヶ浦、利根川、新利根川、小野川などの水辺環境に恵まれています。また、温暖な気候にも恵まれ、職・住・遊など様々な分野における可能性と潜在力を持つ地域です。

本市は、平成 17（2005）年に江戸崎町、新利根町、桜川村、東町の合併により誕生しましたが、昭和 30（1955）年以降、人口は減少と増加を繰り返しています。

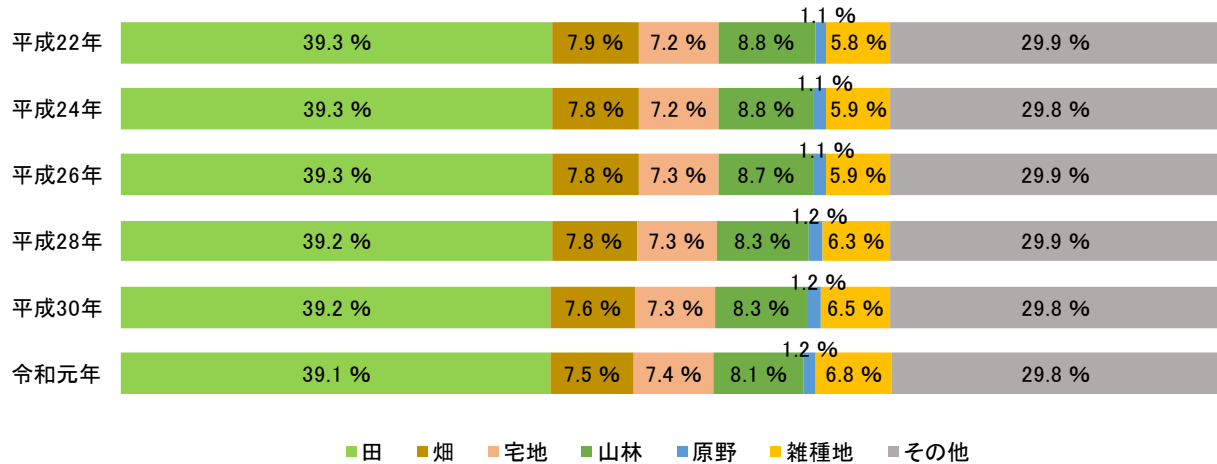


出典：国勢調査の結果より作成

図 資-1 人口及び世帯数の推移

1.2. 土地利用

令和元（2019）年の稲敷市の土地利用状況を見ると、田 39.1%、畑 7.5%、山林 8.1%、原野 1.2%で、合計 55.9%が自然的土地利用となっており、緑の量は比較的豊かです。



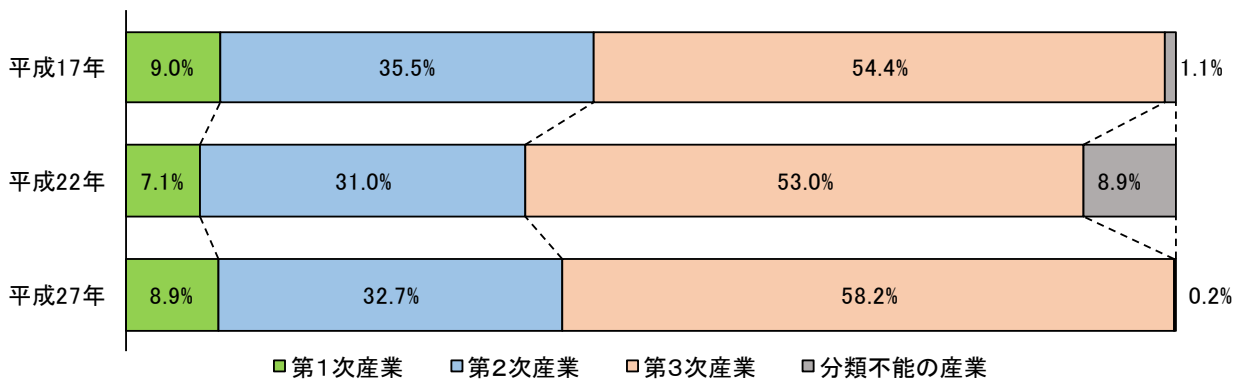
注) その他には、池沼、牧場を含めた。

出典：「令和元年度 統計いなしき」（稲敷市）より作成

図 資-2 土地利用面積割合の推移

1.3. 産業

平成 27（2015）年の稲敷市の産業別就業者割合は、第 1 次産業 8.9%、第 2 次産業 32.7%、第 3 次産業 58.2%で、第 3 次産業の割合が最も高くなっています。



出典：「国勢調査」（総務省統計局）の結果より作成

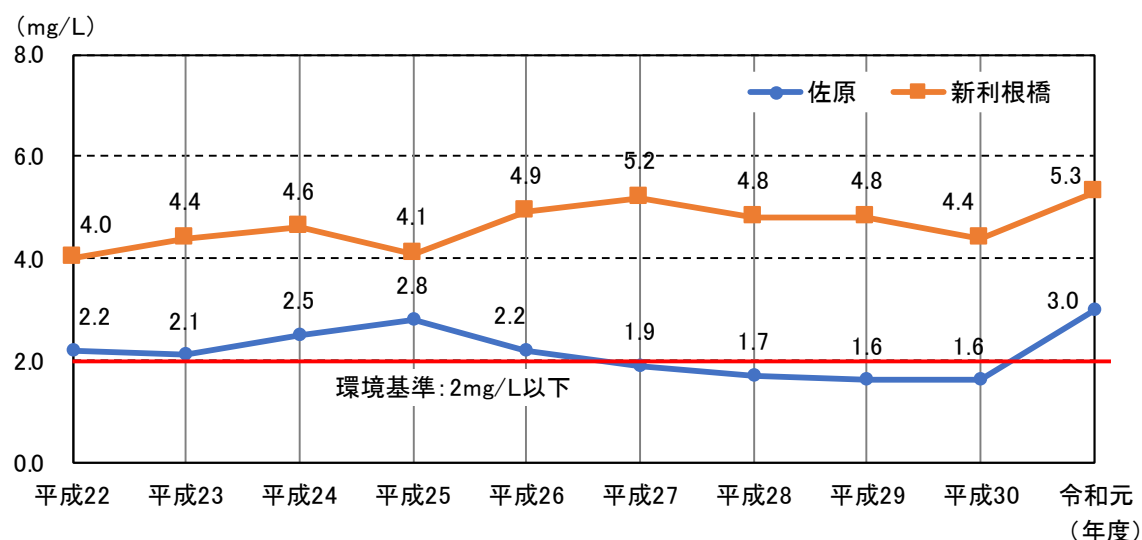
図 資-3 産業別就業者割合の推移

1.4. 環境の現状

1.4.1. 水質

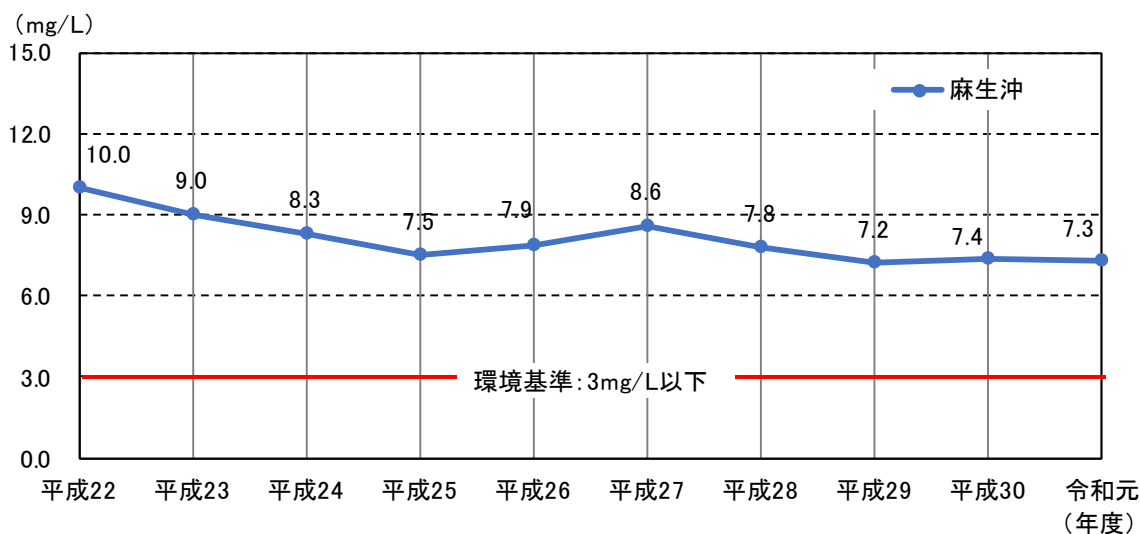
河川における環境基準点は、利根川の佐原及び新利根川の新利根橋に、湖沼では霞ヶ浦の麻生沖に設定されています。

利根川の佐原における BOD は、平成 26（2014）年度まで環境基準（2mg/L）を超過しており、平成 27（2015）年度以降は環境基準を達成しましたが、令和元（2019）年度に環境基準（2mg/L）を超過しました。また、新利根川の新利根橋における BOD は、この 10 年間、継続して環境基準（2mg/L）を超過しています。同様に、霞ヶ浦の麻生沖における COD も、この 10 年間、継続して環境基準（3mg/L）を超過しています。



出典：平成 24 年版～令和 2 年版環境白書資料編（平成 24 年 9 月～令和 2 年 9 月 茨城県）より作成

図 資-4 河川水質（BOD75%値）の推移



出典：平成 24 年版～令和 2 年版環境白書資料編（平成 24 年 9 月～令和 2 年 9 月 茨城県）より作成

図 資-5 湖沼水質（COD75%値）の推移

1.4.2. 動植物

(1) 植物

稲敷市で確認されている希少な動植物の多くは、水域や湿地環境に依存する種です。

茨城県版レッドデータブックによると植物では、14 科 24 種が確認されています。

そのうちナガバノウナギツカミ、コキツネノボタン、ナガボノシロワレモコウ、ナガボノアカワレモコウ、ヒメミソハギ、ヒメビシ、ガガブタ、ハナムグラ、カワヂシャ、ヒロハノエビモ、ヌマアゼスゲ、アサマスゲ、ヌマクロボスゲ、マシカクイ、カドハリイ、トネテンツキ、タタラカンガレイなど 17 種は、湖沼や川岸などの湿地に生育する種です。

表 資-1 稲敷市で確認された希少な植物

科 名	種 名	カテゴリー
メシダ	ヒカゲワサビ	絶滅危惧 IB 類
	ヘラシダ	絶滅危惧 II 類
タデ	ナガバノウナギツカミ	絶滅危惧 II 類
	ニオイタデ	絶滅危惧 II 類
キンポウゲ	コキツネノボタン	絶滅危惧 II 類
アブラナ	ハタザオ	絶滅危惧 II 類
バラ	ナガボノシロワレモコウ	絶滅危惧 II 類
	ナガボノアカワレモコウ	絶滅危惧 IB 類
スミレ	アリアケスミレ	準絶滅危惧
ミソハギ	ヒメミソハギ	準絶滅危惧
ヒシ	ヒメビシ	絶滅危惧 IA 類
ミツガシワ	ガガブタ	絶滅危惧 II 類
アカネ	ハナムグラ	絶滅危惧 II 類
ゴマノハグサ	カワヂシャ	準絶滅危惧
キキョウ	ヒナギキョウ	絶滅危惧 IB 類
ヒルムシロ	ヒロハノエビモ	情報不足②現状不明種
カヤツリグサ	アワボスゲ	準絶滅危惧
	ヌマアゼスゲ	絶滅危惧 IB 類
	アサマスゲ	絶滅危惧 IB 類
	ヌマクロボスゲ	絶滅危惧 IB 類
	マシカクイ	絶滅危惧 IB 類
	カドハリイ	絶滅危惧 IA 類
	トネテンツキ	絶滅危惧 IB 類
	タタラカンガレイ	絶滅危惧 II 類

注)「茨城における絶滅のおそれのある野生生物 植物編 2012 年改訂版」のカテゴリーは以下のとおりである。

絶滅危惧 IA 類：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。

絶滅危惧 IB 類：絶滅危惧 IA 類程ではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。

絶滅危惧 II 類：絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 IB 類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。

準絶滅危惧：存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。

情報不足②現状不明種：最近の情報がなく、生育状態が不明の種。

出典：「茨城における絶滅のおそれのある野生生物 植物編 2012 年改訂版」（平成 25 年 3 月 茨城県）より作成

(2) 動物

動物では、鳥類 3 科 4 種、汽水・淡水魚類 2 科 3 種、昆虫類 15 科 17 種、クモ類 1 科 1 種、その他の無脊椎動物（貝類）1 科 1 種が確認されています。

そのうち鳥類の 4 種は、いずれも水域やその周辺に生息する種です。昆虫類ではカゲロウ類やトンボ類、ゲンゴロウ類などが水環境に依存する種です。

表 資-2 稲敷市で確認された希少な動物

分 類	科 名	種 名	区 分
鳥類	サギ	オオヨシゴイ	絶滅危惧 IA 類
	カモ	オオヒシクイ	絶滅危惧 IB 類
	シギ	アカアシシギ	絶滅危惧 II 類
		オグロシギ	絶滅危惧 II 類
汽水・淡水魚類	ウナギ	ニホンウナギ	準絶滅危惧
	コイ	タナゴ	絶滅危惧 IB 類
		アカヒレタビラ	絶滅危惧 IB 類
昆虫類	シロイロカゲロウ	アカツキシロカゲロウ	準絶滅危惧
	イトトンボ	ベニイトトンボ	絶滅危惧 IA 類
		オオセスジイトトンボ	絶滅危惧 IA 類
	モノサシトンボ	オオモノサシトンボ	絶滅危惧 IB 類
	トンボ	ベッコウトンボ	絶 滅
		キトンボ	絶滅危惧 IB 類
	ヒバリモドキ	リュウキュウチビズ (ヤマトチビズ)	絶滅危惧 II 類
	クサカゲロウ	キントキクサカゲロウ	準絶滅危惧
	ゲンゴロウ	マルケシゲンゴロウ	絶滅危惧 II 類
	ハムシ	オオルリハムシ	絶滅危惧 II 類
	カッコウムシ	ヤマトヒメダカカッコウムシ	準絶滅危惧
	オオキノコムシ	オビヒメコムツキモドキ	絶滅危惧 II 類
	テントウムシダマシ	キヒロテントウダマシ	準絶滅危惧
	アリモドキ	ワタセミズギワアリモドキ	準絶滅危惧
	アリ	テラニシクサアリ (テラニシケアリ)	準絶滅危惧
	エグリトビケラ	スジトビケラ	情報不足②現状不明種
	タテハチョウ	オオウラギンヒョウモン	絶 滅
クモ類	ワスレナグモ	ワスレナグモ	準絶滅危惧
その他の無脊椎動物	イツマデガイ	カタヤマガイ (ミヤイリガイ)	絶 滅

注)「茨城における絶滅のおそれのある野生生物 植物編 2012 年改訂版」のカテゴリーは以下のとおりである。

絶 滅：本県ですでに絶滅したと考えられる種。(栽培下でのみ生育している野生絶滅を含む。)

絶滅危惧 IA 類：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。

絶滅危惧 IB 類：絶滅危惧 IA 類程ではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。

絶滅危惧 II 類：絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 IB 類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。

準 絶 滅 危 惧：存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。

情報不足②現状不明種：最近の情報がなく、生育状態が不明の種。

出典：「茨城における絶滅のおそれのある野生生物 動物編 2016 年改訂版」(平成 28 年 3 月 茨城県)より作成

(3) 蘚苔類・藻類・地衣類・菌類

蘚苔類では、3 科 4 種が確認されています。藻類・地衣類・菌類では、市内に生育する希少な種は確認されていません。

確認された 4 種は、いずれも湿地や水中などに生育する種です。

表 資-3 稲敷市で確認された希少な蘚苔類

科 名	種 名	カテゴリー
ヤナギゴケ	ササオカゴケ	絶滅危惧Ⅰ類
ハイゴケ	オオカギトゴケ	絶滅危惧Ⅰ類
ミズゴケ	ヒメミズゴケ	絶滅危惧Ⅱ類
	コアナミズゴケ	絶滅危惧Ⅱ類

注)「茨城における絶滅のおそれのある野生生物 蘚苔類・藻類・地衣類・菌類編 2020 年版」のカテゴリーは以下のとおりである。

絶滅危惧Ⅰ類：絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。

絶滅危惧Ⅱ類：絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅲ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。

出典：「茨城における絶滅のおそれのある野生生物 蘚苔類・藻類・地衣類・菌類編 2020 年版」（2020 年 3 月 茨城県）より作成

(4) 巨樹・巨木の指定状況

稲敷市に生育する巨樹・巨木は、47本が報告されています。

最も報告数が多い樹種は、スダジイの23本、次いでスギの10本、ケヤキとタブノキの各4本、エノキの3本、カヤ、クスノキ、ヒノキの各1本となっています。これらの多くが社寺に生育するもので、本地域の樹林を温存し、今日に伝える社寺林の価値を高めています。

表 資-4 稲敷市から報告されている巨樹・巨木林

所在地等	所有者・ 管理者区分	確認年	樹種名	健全度	単木の場合 の幹周 (cm)	株立樹木の 総幹周 (cm)	樹高 (m)
稲敷市向根	社寺	1988	カヤ	一部枯損	345	345	10
稲敷市向根	社寺	1988	スダジイ	一部枯損	330	330	9
稲敷市	不明	1988	スギ	一部枯損	300	300	20
稲敷市	不明	1988	スギ	一部枯損	385	385	18
稲敷市羽賀	社寺	1988	ケヤキ	一部枯損	320	320	12
稲敷市	不明	1988	スダジイ	一部枯損	372	372	15
稲敷市 佐倉神社	社寺	1988	スダジイ	一部枯損	370	370	8
稲敷市 佐倉神社	社寺	1988	スダジイ	一部枯損	350	350	10
稲敷市花指 花指神社	社寺	1988	エノキ	良好	375	375	10
稲敷市中山	社寺	1988	スダジイ	一部枯損	308	308	10
稲敷市中山	社寺	1988	スダジイ	一部枯損	414	414	10
稲敷市中山	社寺	1988	ヒノキ	良好	329	329	13
稲敷市狸穴	社寺	1988	スダジイ	一部枯損	314	314	10
稲敷市狸穴	社寺	1988	スダジイ	一部枯損	330	330	8
稲敷市台	社寺	1988	スダジイ	良好	315	315	10
稲敷市上根本	社寺	1988	スダジイ	一部枯損	330	330	13
稲敷市上根本	その他公有	1988	ケヤキ	枯死寸前	360	360	9
稲敷市	不明	1988	スダジイ	一部枯損	340	340	7
稲敷市下根本	社寺	1988	スダジイ	一部枯損	443	443	15
稲敷市阿波	社寺	1988	スギ	一部枯損	530	530	40
稲敷市阿波	社寺	1988	スギ	一部枯損	460	460	26
稲敷市阿波	社寺	1988	スギ	一部枯損	460	460	26
稲敷市浄島戸崎	市町村	1988	スギ	一部枯損	402	402	15
稲敷市 大杉神社 仮宮神宮寺	社寺	1988	スダジイ	枯死寸前	470	470	10
稲敷市阿波崎 観音寺	社寺	2000	ケヤキ	良好	365	365	15
稲敷市阿波崎 観音寺	社寺	2000	ケヤキ	良好	310	310	4
稲敷市阿波崎 観音寺	社寺	2000	タブノキ	一部枯損	390	390	18
稲敷市阿波崎 観音寺	社寺	2000	タブノキ	良好	345	345	20
稲敷市阿波崎 観音寺	社寺	2000	スダジイ	枯死寸前	420	420	9
稲敷市阿波崎 177-1 満願寺	社寺	2000	スダジイ	一部枯損	360	360	6
稲敷市阿波崎 阿波崎城跡	社寺	2000	スダジイ	良好	320	320	9
稲敷市東大沼 新宮神社	社寺	2000	スギ	良好	395	395	18
稲敷市東大沼 新宮神社	社寺	2000	スギ	良好	360	360	20
稲敷市東大沼 新宮神社	社寺	2000	スギ	良好	520	520	20
稲敷市東大沼 新宮神社	社寺	2000	スダジイ	良好	390	390	12
稲敷市釜井 釜井田園都市センター	その他公有	2000	タブノキ	良好	400	400	15
稲敷市釜井 釜井田園都市センター	その他公有	2000	タブノキ	良好	320	320	13
稲敷市町田 熊野神社	社寺	2000	スダジイ	一部枯損	430	430	25
稲敷市阿波崎 177-1 満願寺	社寺	2000	クスノキ	一部枯損	430	430	20
稲敷市阿波崎 177-1 満願寺	社寺	2000	スダジイ	一部枯損	340	340	8
稲敷市阿波崎 177-1 満願寺	社寺	2000	スダジイ	一部枯損	340	340	10
稲敷市阿波崎 177-1 満願寺	社寺	2000	スダジイ	一部枯損	345	345	7
稲敷市阿波崎 177-1 満願寺	社寺	2000	スダジイ	一部枯損	360	360	8
稲敷市	不明	2000	エノキ	一部枯損	410	410	15
稲敷市阿波 大杉神社	社寺	2008	スギ	良好	473	473	26
稲敷市阿波 大杉神社	社寺	2008	スダジイ	－	450	450	20
稲敷市大塚字花指 花指神社	社寺	2008	エノキ	良好	471	471	－

出典：巨樹・巨木林データベース（環境省ホームページ）より作成

(<https://kyoju.biodic.go.jp/>)

(5) イノシシなどの有害鳥獣に関する情報

近年稲敷市内の生息域と被害地域が拡大しています。平成 27 年度（2015 年度）は 1 頭だった捕獲頭数が、令和元（2019）年度には 32 頭となっており、今後も増加が続いた場合、農作物や生態系への被害も懸念されます。

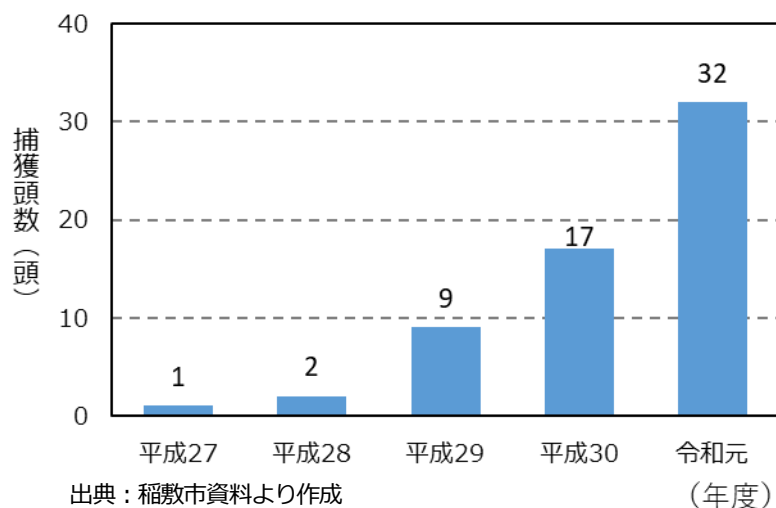


図 資-6 稲敷市のイノシシ捕獲頭数

1.4.3. 資源循環

(1) ごみ排出量

稲敷市における令和元（2019）年度のごみ排出量は、総排出量 14,163 t で、家庭系ごみは 10,806 t、事業系ごみは 2,985 t となっています。

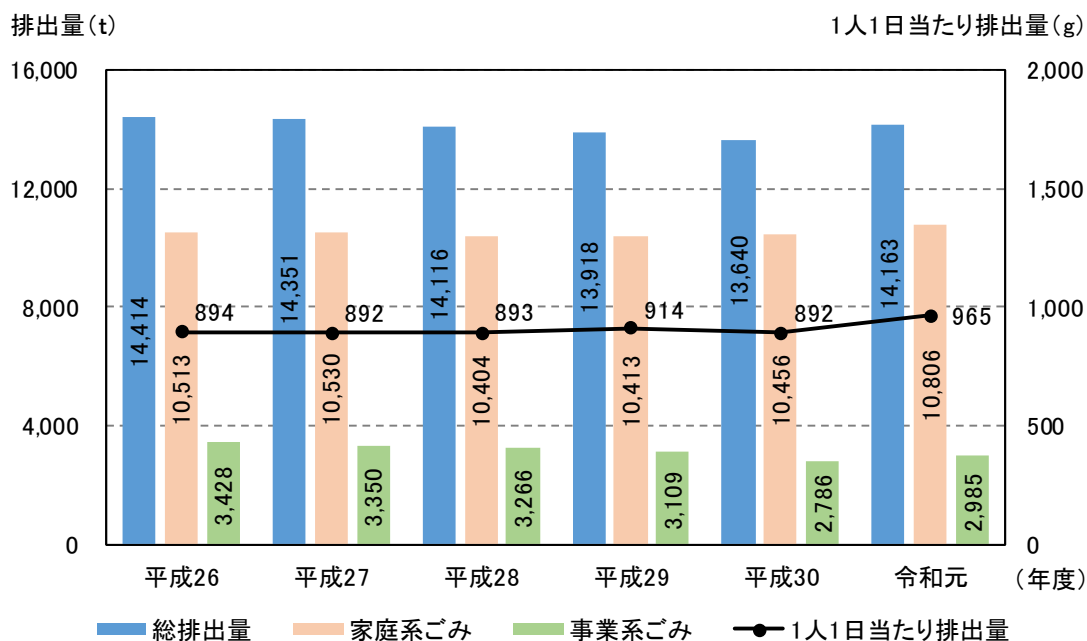
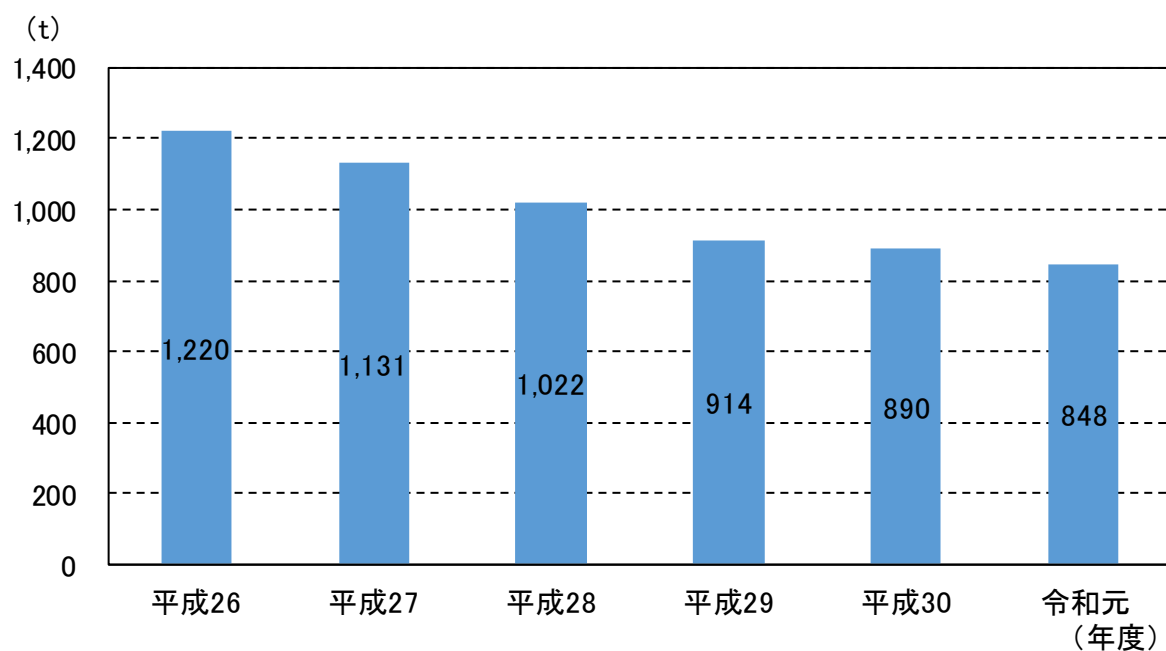


図 資-7 稲敷市のごみ排出量の推移

(2) 資源ごみの回収量

稲敷市における令和元（2019）年度の資源ごみの回収量は 848 t で、年々減少しています。



出典：稲敷市資料より作成

図 資-8 稲敷市の資源ごみの回収量の推移

2. 環境に関するアンケート調査の概要

2.1. アンケート調査概要

(1) 調査目的

稲敷市環境基本計画の策定に当たり、市民・事業者・職員の意識、環境行政に対する要望を把握し、計画策定に利用することを目的に、以下のとおりアンケート調査を実施しました。

(2) 調査方法

市 民：1,000 人、18 歳～80 歳の市民から地域別に無作為抽出

事業者：100 事業所、業種別に無作為抽出

職 員：539 人

(3) 実施期間

令和 2（2020）年 7 月 28 日～令和 2（2020）年 9 月 30 日

(4) 回収状況

回収数、回収率は表 資-5 のとおりです。

表 資-5 アンケート調査票の回答数・回収率

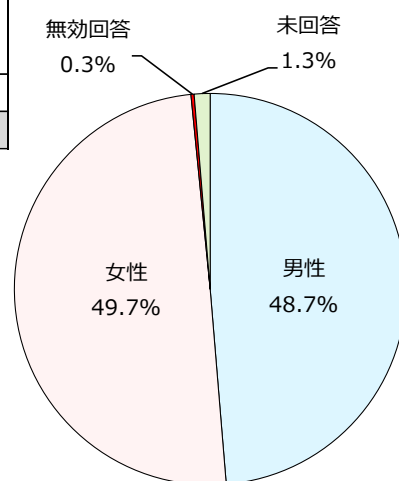
	回 収 数	回 収 率
市 民	382 件	38.2%
事業者	37 件	37.0%
職 員	329 件	61.0%

2.2. 市民アンケート調査結果の概要

2.2.1. 回答者の属性

① 性別 n：回答者数

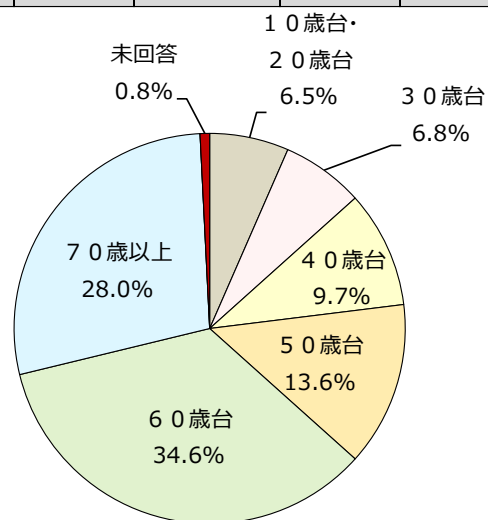
	全体 (回答者数)	男性	女性	無効回答	未回答
回答数	382	186	190	1	5
割合(%)	100.0	48.7	49.7	0.3	1.3



n=382

② 年代 n：回答者数

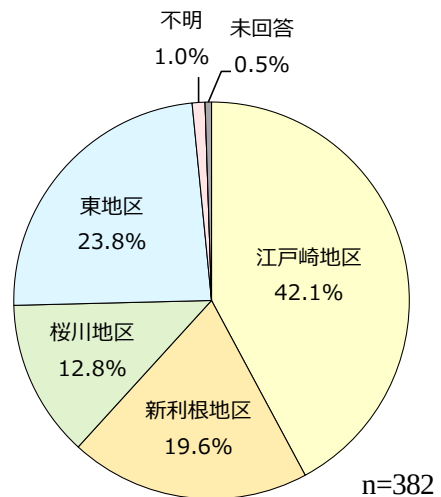
	全体 (回答者数)	10歳台・ 20歳台	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳以上	無効回答	未回答
回答数	382	25	26	37	52	132	107	0	3
割合(%)	100.0	6.5	6.8	9.7	13.6	34.6	28.0	0.0	0.8



n=382

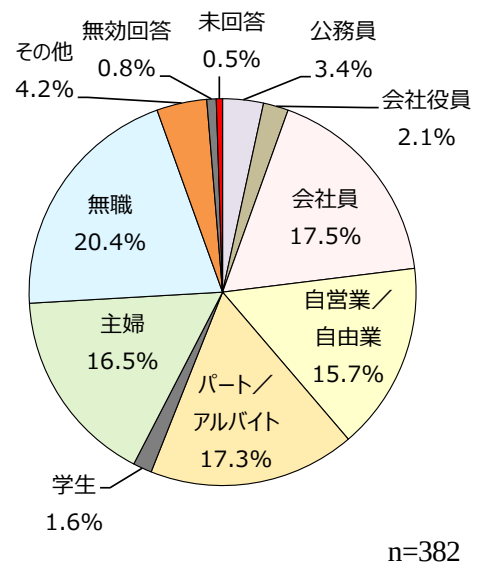
③ お住まいの地域 n：回答者数

	全体 (回答者数)	江戸崎地区	新利根地区	桜川地区	東地区	不明	無効回答	未回答
回答数	382	161	75	49	91	4	0	2
割合(%)	100.0	42.1	19.6	12.8	23.8	1.0	0.0	0.5



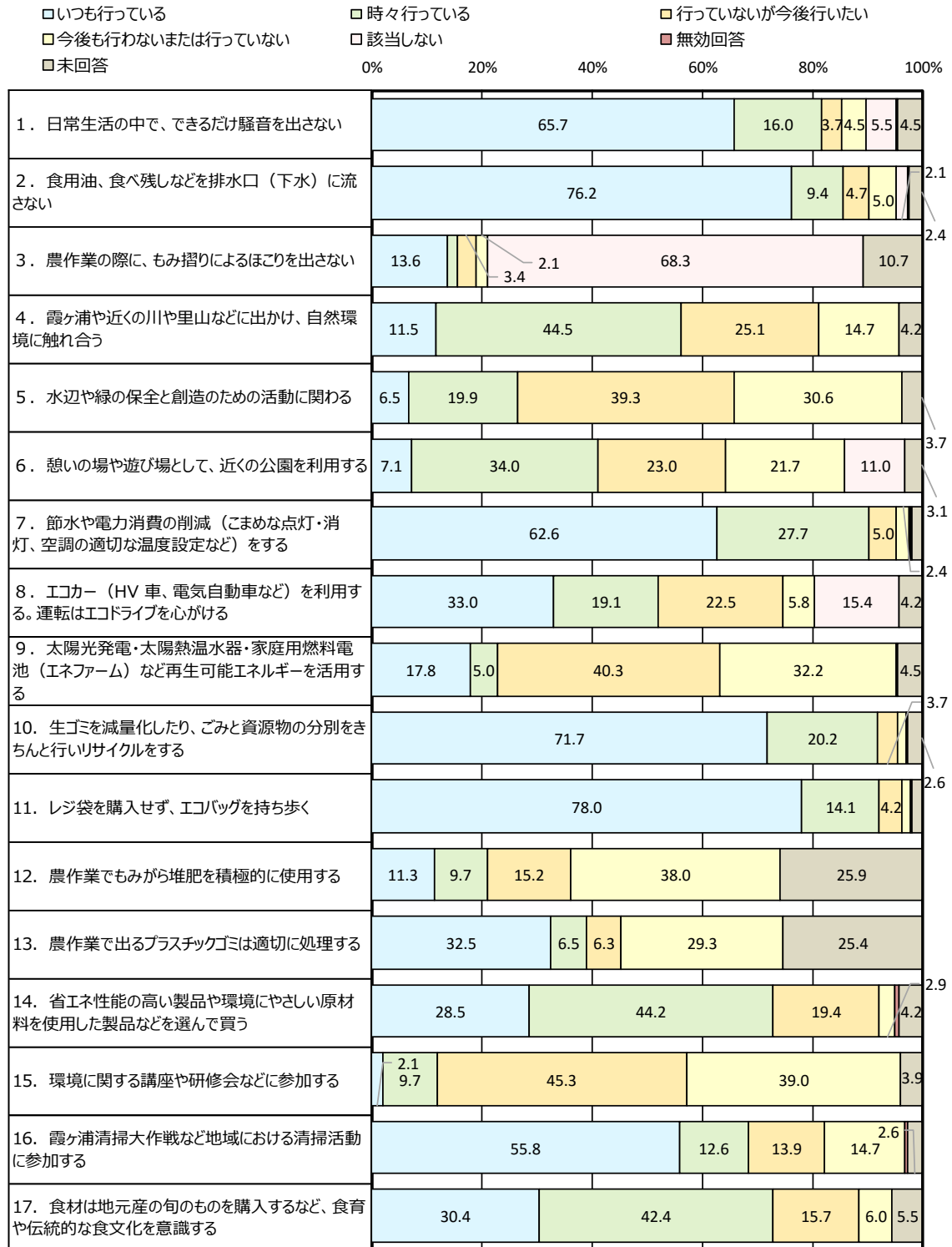
④ ご職業 n：回答者数

	全体 (回答者数)	公務員	会社役員	会社員	自営業/ 自由業	パート/ アルバイト	学生	主婦	無職	その他	無効回答	未回答
回答数	382	13	8	67	60	66	6	63	78	16	3	2
割合(%)	100.0	3.4	2.1	17.5	15.7	17.3	1.6	16.5	20.4	4.2	0.8	0.5



■ 環境に対する考え方について

問. あなたが日頃行っている環境に関わる取組についてお聞きします。
以下の1～18のそれぞれの取組について、あてはまる番号一つに○をつけてください。

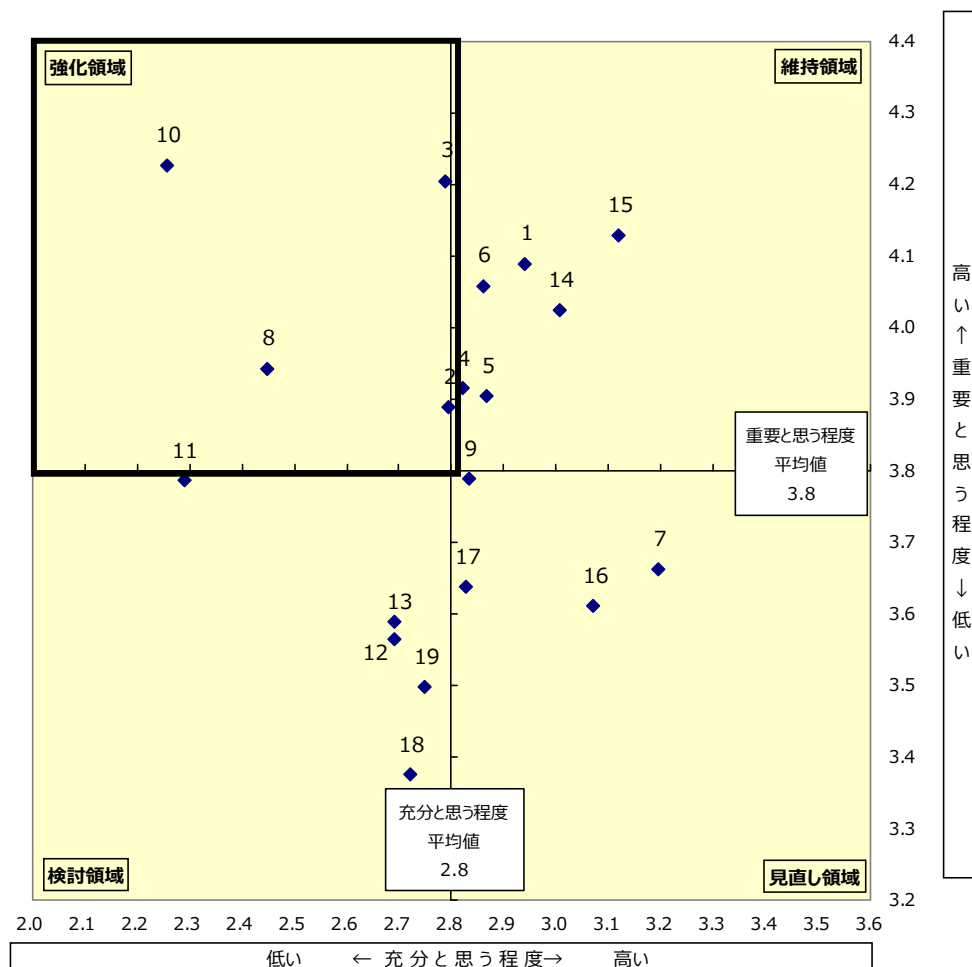


■ 環境に関する取組に対する充分・重要と思う程度について

問. 市の環境に関する取組について、現在の状況についてどの程度、充分・重要と思うかをお聞きます。以下の1～19のそれぞれについて、あなたの考えや意見に近いものの番号一つに○をつけてください。

充分と思う程度と重要と思う程度でポートフォリオ分析を行いました。

- | | |
|----------------------------|--|
| 1. 大気汚染対策 | 12. 市内での省エネルギー設備の導入促進 |
| 2. 騒音・振動対策 | 13. 市内での再生可能エネルギー（太陽光や風力、バイオマス等の枯渇しないエネルギー）の導入促進 |
| 3. 水環境の保全、水質汚濁対策 | 14. ごみの減量化・リサイクルの推進 |
| 4. 悪臭対策 | 15. ごみが決められたルールどおりに出されるようにするための取組 |
| 5. 緑地や樹林地などの自然環境の保全 | 16. 環境の状況や施策に関する市からの情報提供（広報紙、ホームページなど） |
| 6. 霞ヶ浦や河川など水辺の自然環境の保全 | 17. 学校での環境教育の実施 |
| 7. オオヒシクイなど希少な生物の保護・保全 | 18. 地域での環境教育の実施や環境に関する講座・観察会の開催 |
| 8. 鳥獣被害対策や外来生物対策 | 19. 環境保全に関わるボランティア活動の支援 |
| 9. 公園や緑地整備などの自然景観づくり・保全 | |
| 10. ごみの不法投棄対策 | |
| 11. 街並景観の保全（屋外広告物、空き家等の対策） | |



3. SDGs との関係

本計画の取組と SDGs との関係を以下に示します。

基本方針	取組の方向性	取組の分類	取組	SDGs							
				17のゴール（169のターゲット）							
1 生活環境の保全	1-1 安全で快適な生活環境の保全		①「公害防止条例」に基づく適正指導	6 (50)	2 (11)	3 (24)	6 (53)	11 (98)	15 (127)		
			②建設機械や工事用車両からの大気汚染物質等の排出抑制	3 (24)	11 (96)	12 (104)					
			③大気汚染状況の常時監視	6 (50)							
			④環境負荷の少ない公用車の導入	11 (96)							
			⑤航空機騒音等対策の推進	11 (92)	11 (98)						
			⑥航空機騒音の測定方法、測定地点、評価区間の随時見直し	11 (92)	11 (98)						
			⑦開発事業における環境配慮の促進	9 (73)	12 (108)	13 (112)	13 (114)				
	1-2 水環境の保全	1-2-1 水質の改善	①霞ヶ浦・河川の水質監視	6 (50)	6 (53)	14 (117)					
			②霞ヶ浦の水質浄化対策	14 (117)	15 (131)	15 (135)					
			③浄化槽による排水の適正処理	3 (18)	6 (50)	14 (117)					
			④下水道による排水の適正処理	6 (49)							
			⑤下水道への接続推進	6 (49)							
			⑥下水道施設の適正管理	6 (49)							
			⑦その他の排水対策	6 (50)	6 (53)	14 (117)					
		1-2-2 水循環の保全	①自然浄化機能の増進	15 (127)	15 (130)	15 (131)	15 (134)	15 (135)	15 (136)	12 (104)	
			②森林の浸透能力の保全	15 (127)	15 (135)	15 (136)					
			③貯水能力の保全・向上	3 (24)	6 (51)	6 (52)	6 (53)				
			④河川流量・地下水揚水量の調査	3 (24)	6 (52)	6 (48)					
			⑤公共施設における節水型機器の導入	6 (51)	6 (52)						
			⑥雨水貯留施設の設置奨励	6 (52)	6 (55)						
			⑦地下水利用の適正化指導	6 (52)	6 (48)	6 (50)					
			⑧上水道の計画的な更新等の推進	6 (48)	6 (50)	6 (51)	6 (52)				

基本方針	取組の方向性	取組の分類	取組	SDGs							
				17のゴール（169のターゲット）							
2 自然環境の保全	2-1 自然環境への理解の推進		①稲数市の自然環境の重要性の発信	15 (127)	15 (130)	15 (135)					
			②希少動植物、特定外来生物の分布状況の把握	15 (131)	15 (134)						
			③希少動植物、特定外来生物に関する情報発信	15 (131)	15 (134)						
	2-2 自然環境の保全	2-2-1 動植物の管理	①希少動植物の保護対策の実施	14 (117)	15 (128)	15 (130)	15 (131)	15 (135)			
			②希少動植物の保全活動の促進	11 (94)	15 (131)	17 (167)					
			③有害鳥獣の駆除・対策の実施	2 (10)	15 (127)	15 (134)					
			④特定外来生物の駆除活動の推進	15 (134)							
		2-2-2 里地里山の保全	①里山の保全と活用	11 (93)	11 (98)	15 (128)	15 (131)				
			②妙岐ノ鼻の保全・活用	11 (98)	15 (131)						
			③森林保護・緑化の普及・啓発	11 (97)	15 (128)	15 (131)	17 (167)	15 (127)	15 (130)	15 (135)	
		2-3 自然環境の活用	2-3-1 自然環境をいかしたまちづくりの推進	①公共空間の緑化	11 (97)						
				②街路樹の剪定や道路の除草作業の推進	9 (73)	11 (92)					
				③自然と調和した都市機能の計画的な誘導	11 (93)	11 (98)					
			2-3-2 公園の整備、活用	①水郷筑波国定公園など自然公園等の利用	8 (69)	11 (97)	12 (108)				
				②水辺環境の保全と活用	11 (97)	8 (69)					
				③公園・緑地の整備推進	11 (97)	8 (69)					
				④和田公園の再整備	11 (97)	8 (69)	12 (108)	17 (167)			
				⑤公園の維持管理の仕組みの検討	11 (97)	17 (167)					
		2-3-3 農地の保全・整備と活用	①多面的機能を有する農地の保全	14 (117)	15 (128)	15 (130)	15 (131)	15 (135)	15 (127)	11 (95)	
			②農業基盤の再整備	2 (10)	2 (11)	8 (62)	15 (136)	11 (93)	11 (98)		
			③遊休農地の解消、利活用の推進	2 (10)	2 (11)	8 (62)	15 (136)				
			④市民が主体となった農地の保全、整備	2 (10)	2 (11)	8 (62)	15 (136)	15 (127)	17 (167)		

基本方針	取組の方向性	取組の分類	取組	SDGs					
				17のゴール（169のターゲット）					
2 自然環境の保全	2-3 自然環境の活用	2-3-4 農業の元気化と持続可能な農業、次世代型の農業の推進	①スマート農業の導入促進	2 (10)	2 (11)	9 (77)			
			②耕畜連携事業の推進	9 (76)	2 (10)	2 (11)			
			③環境保全型農業の促進	9 (76)	2 (10)	2 (11)			
			④ブランドをいかした農産物の安定供給	2 (10)	2 (11)	9 (77)			
			⑤6次産業化の支援	2 (10)	2 (11)	9 (77)			
			⑥畜産業の振興	2 (10)	2 (11)	9 (77)			
			⑦農用地利用の効率化及び高度化の推進	2 (10)	2 (11)	9 (77)	8 (62)		
			⑧適正な農業生産工程管理（GAP）の取組支援	2 (10)	2 (11)	9 (77)			
			⑨認定農業者の育成・支援	2 (11)	2 (10)				
			⑩後継者の就農や継承及び女性の農業参画への育成、支援	2 (11)	2 (10)				
		2-3-5 自然の恵みの有効利用	①農産物の地産地消の活動推進	9 (76)	2 (10)	2 (11)			
			②学校給食での食材の地産地消の推進	2 (8)	4 (30)	9 (76)	3 (28)		
			③地域食材を活用した創作料理等の開発と提供	9 (76)					
			④食育を通じた市民の健康づくりの推進	3 (19)	3 (28)				
			⑤水産加工業の振興	2 (11)	2 (10)	9 (77)	14 (117)		

基本方針	取組の方向性	取組の分類	取組	SDGs					
				17のゴール（169のターゲット）					
3 景観・文化資源の保全	3-1 自然景観の保全・活用		①自然環境や景観と調和したまちづくりの推進	8 (69)	12 (108)	15 (127)			
			②観光資源の活用	8 (69)	12 (110)				
			③観光客の受け入れ体制の構築	8 (69)	12 (110)				
			④サイクリング環境の向上	8 (69)	12 (110)				
			⑤サイクルツーリズムの推進	8 (69)	12 (110)				
			⑥エコツーリズムの推進	8 (69)	12 (110)	12 (108)			
			⑦エコツーリズムのガイドの養成	8 (69)	12 (110)	12 (108)	17 (167)		
	3-2 文化資源の保全・活用	3-2-1 文化財保護の推進と活用	①文化財の指定・保護の推進	11 (94)					
			②指定文化財の保護活動の支援	11 (94)	4 (35)				
			③指定文化財等の情報の周知	4 (35)	11 (94)	8 (69)			
			④埋蔵文化財に関する情報提供	11 (94)	4 (35)				
		3-2-2 芸術・文化活動の支援と次世代への継承	①文化事業の展開、活動支援	4 (35)	17 (167)				
			②伝統芸能の保存活動の促進	4 (35)	17 (167)	11 (94)			
			③郷土に対する知識や理解を深める取組の推進	4 (35)	8 (69)				
			④郷土教育の充実	4 (31)	4 (35)	4 (36)	12 (108)		
			⑤郷土資料に関する情報の公開や活用	4 (35)					
	3-3 まちなみの保全	3-3-1 不法投棄対策と環境美化の推進	①廃棄物の不法投棄防止に向けた啓発	6 (50)	11 (96)	12 (104)	12 (105)		
			②ごみのない美しいまちづくりの推進	6 (50)	11 (96)	12 (104)	12 (105)		
			③不法投棄に関する通報の要請	6 (50)	11 (96)	12 (104)	12 (105)		
			④不法投棄の未然防止	6 (50)	11 (96)	12 (104)	12 (105)		
		3-3-2 空き家等に関する適正管理の推進	①空き家への条例に基づく適正管理の促進	11 (95)	12 (108)				
			②空き家バンク制度の利用促進	11 (91)	6 (55)				
		3-3-3 環境美化に対する意識の向上・活動の推進	①ポイ捨て防止の普及啓発	6 (50)	11 (96)	12 (104)	12 (105)		
			②市内一斉清掃活動の継続	6 (50)	11 (96)	12 (104)	12 (105)	12 (108)	

基本方針	取組の方向性	取組の分類	取組	SDGs						
				17のゴール（169のターゲット）						
4 地球温暖化対策の推進	4-1 エネルギーの効率的な利用の推進	4-1-1 公共施設の省エネルギー化の推進	①公共施設改修・更新時の省エネルギー設備の導入推進	7 (56)	7 (58)	7 (59)				
			②庁内における率先した省エネルギー行動の推進	7 (56)	7 (58)	7 (59)				
		4-1-2 住宅や建築物の省エネルギー化の推進	①住宅の省エネルギー化推進	7 (56)	7 (58)					
			②省エネルギー性能の高い機器・設備への更新の促進	7 (56)	7 (58)					
			③省エネルギー診断受診の促進	7 (56)	7 (58)					
			④事業活動における省エネルギー化の支援	7 (56)	7 (58)					
		4-1-3 エコカーの普及と省エネルギー行動の促進	①エコカーの導入の促進	7 (58)	7 (59)					
			②公用車へのエコカーの率先導入	7 (58)	7 (59)					
			③エコドライブ技術の習得の支援	7 (58)	7 (59)					
			④庁内におけるエコドライブ講習会等の開催	7 (58)	7 (59)					
			⑤公共交通利用促進等の施策検討	11 (96)						
			⑥低炭素型ライフ・ビジネススタイルの促進	7 (56)	7 (59)					
	4-2 再生可能エネルギーの導入の推進	4-2-1 再生可能エネルギーの導入推進	①適切な再生可能エネルギーの導入推進	7 (56)	7 (57)	7 (59)				
			②一般家庭への再生可能エネルギー設備導入支援	7 (56)	7 (57)					
			③公共施設への再生可能エネルギーの導入可能性検討	7 (56)	7 (57)	7 (59)				
		4-2-2 エネルギーの地産地消	①地域内の再生可能エネルギー開発の推進	7 (56)	7 (57)	7 (59)				
			②地域エネルギーサービスの導入	7 (56)						
			③マイクログリッド構築の検討	7 (56)	7 (57)					
		4-3 気候変動への適応策		①本市の実情や特性等に応じた気候変動への適応策の検討	13 (112)	13 (114)				

基本方針	取組の方向性	取組の分類	取組	SDGs						
				17のゴール (169のターゲット)						
5 資源循環の推進	5-1 ごみの発生抑制・再使用・再資源化の推進		①ごみの発生抑制	11 (96)	12 (105)					
			②再使用の促進	11 (96)	12 (104)	12 (105)				
			③ごみの減量化・資源化の普及啓発	11 (96)	12 (104)	12 (105)				
			④食品廃棄物の減量に向けた普及啓発	11 (96)	12 (105)	12 (103)				
			⑤もみ殻、稲わらの資源化推進	11 (96)	12 (105)					
			⑥木質バイオマスの利活用							
			⑦農業用廃プラスチックのリサイクル推進	11 (96)	12 (104)	12 (105)				
			⑧元気館のもみ殻堆肥の販売の促進	11 (96)	12 (105)					
			⑨下水道施設の汚泥の有効利用	6 (49)						
	5-2 廃棄物の適正処理		①ごみ（廃棄物）の安全かつ適正な処理	11 (96)	12 (104)	12 (105)	17 (167)			
			②一部事務組合との連携強化	17 (167)						
			③新ごみ処理施設の適正な整備・運営検討	12 (105)	17 (167)					
			④廃棄物処理体制の充実	11 (99)						

基本方針	取組の方向性	取組の分類	取組	SDGs						
				17のゴール (169のターゲット)						
6 環境教育の推進	6-1 環境学習の推進と人材育成	6-1-1 子どもの環境教育の充実	①幼児向けの環境教育の推進	4 (30)	4 (35)					
			②学校での環境教育の充実	4 (29)	4 (35)					
			③学校と連携した自然環境保全活動の推進	4 (29)	4 (35)	17 (167)				
		6-1-2 環境学習の推進	①生涯学習活動に取り組む市民や団体・グループ等への支援	4 (35)	17 (167)	12 (108)				
			②生涯学習活動の充実・参加の促進	4 (35)	17 (167)	12 (108)				
			③地域の自然環境を活用した環境教育の推進	14 (117)	15 (128)	15 (130)	15 (131)	15 (135)	12 (108)	
			④自然環境保全活動の資材等の貸出	4 (35)	12 (108)					
		6-1-3 環境学習の人材育成	①環境教育の指導者や保全活動の担い手育成	4 (35)	17 (167)	12 (108)				
			②人材登録制度の創設・活用	4 (35)	12 (108)					
			③市民参加の機会と活動場所の充実	17 (167)	4 (35)	12 (108)				
7 環境活動への参加の促進	6-2 環境情報の発信と環境意識の向上		①環境配慮行動の取組状況の発信促進	4 (35)	12 (108)	17 (167)				
			②市の環境情報の発信	16 (144)	16 (148)	17 (164)				
	7-1 環境保全活動の拡大の推進		①環境保全活動のネットワークづくり	4 (35)	12 (108)	17 (167)				
			②ボランティア活動体制の充実	17 (167)						
			③専門家等による支援体制の構築	4 (35)	12 (108)	17 (167)				
		7-2 参加・参画しやすい環境整備・支援	①市民協働の推進・市職員の協働能力の向上	16 (145)	17 (167)					
			②地域の特性をいかした活動の支援	16 (145)	17 (167)					
			③高齢者の社会参加の促進	17 (167)						
			④市内の環境への優良な取組への表彰制度の創設（市民団体、事業者）	17 (167)						
	7-3 関係市町村と連携・交流の推進		①関係市町村との連携・交流の活性化	17 (167)	6 (50)	11 (96)	12 (104)	12 (105)		

SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲットの詳細については、総務省のホームページを御覧ください。
 <https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/kokusai/02toukatsu01_04000212.html>

4. 計画の進捗管理指標の他計画での目標値

本計画では、計画の進捗状況を確認するために、可能な限り定量的な指標を設定しました。進捗管理指標は、市の他計画で設定された指標と同じものと本計画で独自に設定したものとがあります。市の他計画で設定された指標については、各計画で示されている現況値と目標値を以下に示します。本計画で独自に設定した指標については、本計画策定時に設定した現況値と目標値を以下に示します。

進捗管理指標及び目標値は、社会情勢の変化や、他計画の改定、本計画に示した取組の進捗状況に合わせて適宜見直しを行います。

4.1. 基本方針 1：生活環境の保全

	進捗管理指標	現況値	目標値	計画名（策定年月）
1	水質浄化の啓発を図るためのキャンペーン実施回数	2 回 (2018 年度)	3 回 (2023 年度)	第 2 次稲敷市総合計画中期基本計画（2020 年 3 月）
2	航空機騒音対策として助成工事対象区域内の住宅防音工事実施率	8% (2018 年度)	100% (2023 年度)	第 2 次稲敷市総合計画中期基本計画（2020 年 3 月）
3	河川における 1 か月の監視活動日数	13 日/月 (2018 年度)	18 日/月 (2023 年度)	第 2 次稲敷市総合計画中期基本計画（2020 年 3 月）
4	下水道事業の整備率	60.6% (2018 年度)	77.0% (2023 年度)	第 2 次稲敷市総合計画中期基本計画（2020 年 3 月）
5	高度浄化槽の設置数	54 基/年 (2018 年度)	60 基/年 (2023 年度)	第 2 次稲敷市総合計画中期基本計画（2020 年 3 月）

4.2. 基本方針 2：自然環境の保全

	進捗管理指標	現況値	目標値	計画名（策定年月）
1	オオヒシクイの飛来数	132 羽 (2018 年度)	135 羽 (2023 年度)	第 2 次稲敷市総合計画中期基本計画（2020 年 3 月）
2	有害鳥獣対策でのイノシシの捕獲頭数	17 頭 (2018 年度)	50 頭 (2023 年度)	独自の目標値
3	市営公園の運営方法の見直し※	0 か所 (2018 年度)	2 か所 (2023 年度)	第 2 次稲敷市総合計画中期基本計画（2020 年 3 月）
4	遊休農地面積	277ha (2018 年度)	200ha (2023 年度)	第 2 次稲敷市総合計画中期基本計画（2020 年 3 月）

	進捗管理指標	現況値	目標値	計画名（策定年月）
5	市民農園の有効活用（市民農園面積）	4,400m ² （2018 年度）	9,000m ² （2023 年度）	第 2 次稲敷市総合計画中期基本計画（2020 年 3 月）

※第 2 次稲敷市総合計画中期基本計画（2020 年 3 月）では、「市営公園の運営方法・設置数の見直し：利用数が少ない公園の原因を検証し、運営方法の見直しまたは廃止を検討します」と記載されています。

4.3. 基本方針 3：景観・文化資源の保全

	進捗管理指標	現況値	目標値	計画名（策定年月）
1	環境関連のイベント※実施回数	2 回 （2018 年度）	3 回 （2023 年度）	独自の目標値
2	サイクルサポートステーション協力事業者数	25 か所 （2018 年度）	40 か所 （2023 年度）	第 2 次稲敷市総合計画中期基本計画（2020 年 3 月）
3	指定文化財の公開、紹介記事掲載数	3 件 （2018 年度）	10 件 （2023 年度）	第 2 次稲敷市総合計画中期基本計画（2020 年 3 月）
4	不法投棄の苦情処理件数	55 件 （2018 年度）	50 件 （2023 年度）	第 2 次稲敷市総合計画中期基本計画（2020 年 3 月）
5	市内の空き家率	3.6% （2018 年度）	2.0% （2023 年度）	第 2 次稲敷市総合計画中期基本計画（2020 年 3 月）
6	空き地等の苦情処理件数	167 件 （2018 年度）	100 件 （2023 年度）	第 2 次稲敷市総合計画中期基本計画（2020 年 3 月）

※「稲敷チューリップまつり」「ふな釣り大会」などのイベントのほか、市内の自然や景観などの地域資源を活用したイベント全般

4.4. 基本方針 4：地球温暖化対策の推進

	進捗管理指標	現況値	目標値	計画名（策定年月）
1	環境負荷の少ない公用車（電気自動車、PHV 自動車等）導入台数	4 台/年 （2018 年度）	3 台/年 （2023 年度）	第 2 次稲敷市総合計画中期基本計画（2020 年 3 月）
2	自立分散型エネルギー補助金交付件数	9 件 （2018 年度）	20 件 （2023 年度）	第 2 次稲敷市総合計画中期基本計画（2020 年 3 月）

4.5. 基本方針 5：資源循環の推進

	進捗管理指標	現況値	目標値	計画名（策定年月）
1	ごみ処理量	13,000t (2018 年度)	11,700t (2023 年度)	第 2 次稲敷市総合計画中期 基本計画（2020 年 3 月）
2	資源ごみの回収量	950t (2018 年度)	1,550t (2023 年度)	第 2 次稲敷市総合計画中期 基本計画（2020 年 3 月）

4.6. 基本方針 6：環境教育の推進

	進捗管理指標	現況値	目標値	計画名（策定年月）
1	放課後子ども教室（環境関連）※ ¹ の開催校数	0 校 (2018 年度)	8 校 (2023 年度)	独自の目標値
2	自然体験学習の数	1 回 (2018 年度)	1 回 (2023 年度)	第 2 次稲敷市まち・ひと・ しごと・創生人口ビジョ ン・総合戦略（2020 年 3 月）
3	市内の小中学校における自然観察活動の実施回数	1 回／校・年 (2018 年度)	1.5 回／校・ 年 (2023 年度)	独自の目標値
4	環境に関する講座※ ² の実施回数	1 回 (2018 年度)	2 回以上 (2023 年)	独自の目標値
5	ボランティア担い手育成講座（環境関連）※ ³ の開催数	0 回 (2018 年)	1 回 (2023 年)	独自の目標値

※¹ 放課後子ども教室の活動において、環境保全に関わる活動を実施

※² 生涯学習講座・公民館講座・いなしき大学の講座等における環境に関する講座。2018 年は、いなしき子ども大学で水辺の楽校でキャンプ体験と遊覧船で湖上体験を実施。小野川探検隊交流事業は 2018 年度は中止

※³ 地域の環境美化、清掃活動、草刈りボランティア、食育や小中学校への環境教育出張講座など環境保全や環境教育に関わるボランティア活動の担い手育成

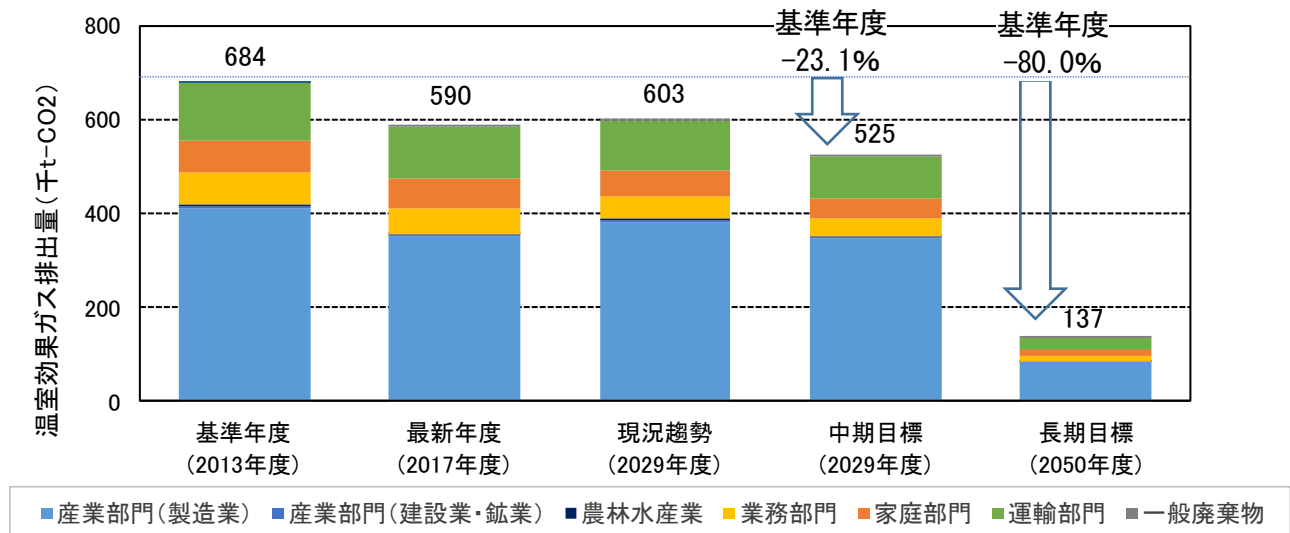
4.7. 基本方針 7：環境活動への参加の促進

	進捗管理指標	現況値	目標値	計画名（策定年月）
1	市民などボランティアが 公園管理運営に参加する数	1 か所 (2018 年度)	2 か所 (2023 年度)	第 2 次稲敷市総合計画中期 基本計画（2020 年 3 月）
2	ボランティア担い手育成講 座（環境関連）※の開催数	0 回 (2018 年度)	1 回 (2023 年度)	独自の目標値

※地域の環境美化、清掃活動、草刈りボランティア、食育や小中学校への環境教育出張講座など環境保全や環境教育に関わるボランティア活動の担い手育成

5. 稲敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の説明

<稲敷市の温室効果ガス排出量の推計結果概要>



出典：部門別 CO₂ 排出量の現況推計（環境省ホームページ）より作成
(https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/suikei.html)

図 資-9 稲敷市の部門別温室効果ガス排出量の推移

表 資-6 温室効果ガスの排出量

単位：千 t-CO₂

	産業			業務	家庭	運輸	その他	合計
	製造業	建設業・鉱業	農林水産業	業務	家庭	自動車	廃棄物	
基準年度(2013年)	409	5	4	69	70	122	5	684
最新年度(2017年)	349	5	3	55	61	113	4	590
現況趨勢(2029年)	382	4	3	48	54	107	5	603
中期目標(2029年)	345	4	2	40	43	87	4	525
長期目標(2050年)	82	1	1	14	14	24	1	137

5.1. 温室効果ガス排出量の推計

5.1.1. 現況排出量の整理

温室効果ガスの現況排出量は、環境省により公表されている現況推計データ（「標準的手法」（全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分^{あん}する方法）による全市区町村の部門別温室効果ガス排出量の現況推計値データ）を用います。

また、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアルより基準年度は平成 25（2013）年度とし、データが公表されている最新年度は平成 29（2017）年度です。

表 資-7 対象とする部門・分野

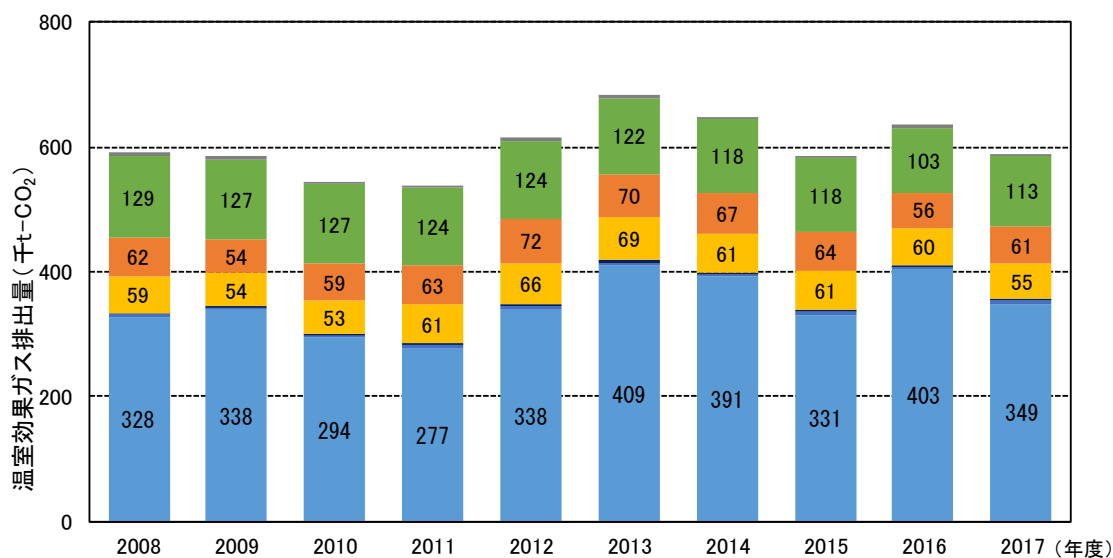
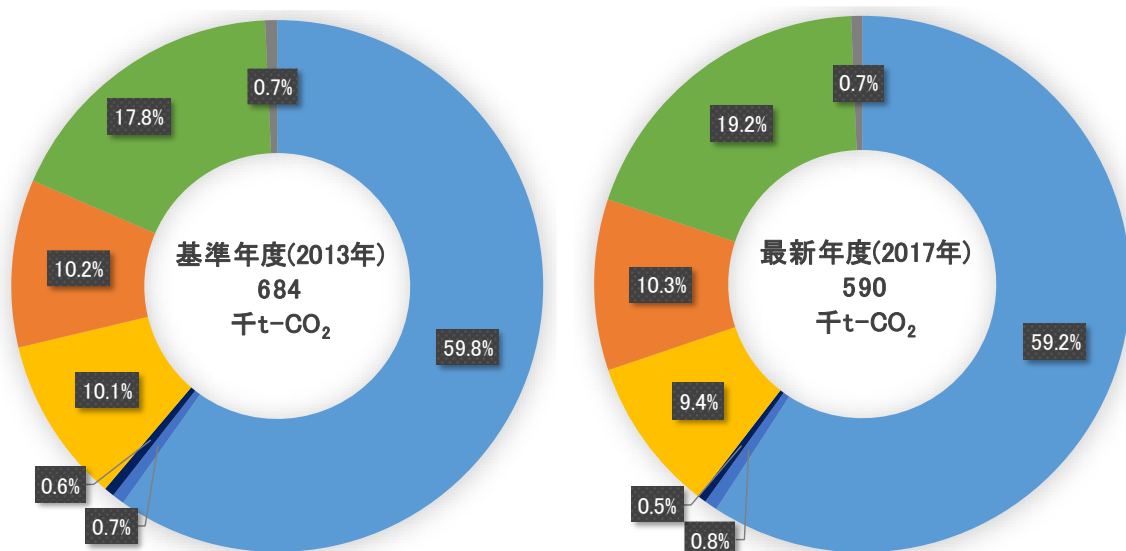
ガス種	部門・分野		対象	推計手法	
エネルギー 起源CO ₂	産業部門	製造業	●	都道府県別按分法（実績値活用）	
		建設業・鉱業	●	都道府県別按分法（実績値活用）	
		農林水産業	●	都道府県別按分法（実績値活用）	
	業務その他部門		●	都道府県別按分法（実績値活用）	
	家庭部門		●	都道府県別按分法（実績値活用）	
	運輸部門	自動車（貨物）	●	都道府県別按分法（実績値活用）	
		自動車（旅客）	●	都道府県別按分法（実績値活用）	
		鉄道	対象外	－	
		船舶	対象外	－	
		航空	対象外	－	
エネルギー転換部門		対象外	－		
エネルギー 起源CO ₂ 以外 のガス	燃料の燃焼 分野	燃料の燃焼	対象外	－	
		自動車走行	対象外	－	
	工業プロセス分野		対象外	－	
	農業分野	耕作	対象外	－	
		畜産	対象外	－	
		農業廃棄物	対象外	－	
	廃棄物分野	焼却処分	一般廃棄物	●	都道府県別按分法（実績値活用）
			産業廃棄物	対象外	－
		埋立処分	一般廃棄物	対象外	－
			産業廃棄物	対象外	－
		排水処理	工場廃水処理施設	対象外	－
			終末処理場	対象外	－
			し尿処理施設	対象外	－
			生活排水処理施設	対象外	－
原燃料使用等		対象外	－		
代替フロン等 4 ガス分野		対象外	－		

出典：「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル 算定手法編Ver1.0」
（平成29年3月 環境省総合環境政策局 環境計画課）

稲敷市における温室効果ガス排出量の近年の状況を見ると、製造業の占める割合がおよそ 60% と多くなっています（ただし、県全体の排出量の按分値）。その他の部門もほぼ横ばいで推移しており、基準年度から最新年度まで構成比はほとんど変化していません。

なお、温室効果ガスの排出量は、社会経済活動における活動量（電気やガス等の使用量等）から算出され、例えば製造業の排出量は、製造品出荷額等から算出されます。平成 29（2017）年度の製造品出荷額等は、1,609 億円です。

最新年度の排出量を平成 25（2013）年度と比較すると、全体では 670 千 t-CO₂ から 578 千 t-CO₂ へと約 13.7%減少しています。



■ 産業部門(製造業) ■ 産業部門(建設業・鉱業) ■ 農林水産業 ■ 業務部門 ■ 家庭部門 ■ 運輸部門 ■ 一般廃棄物

出典：部門別 CO₂ 排出量の現況推計（環境省ホームページ）より作成

図 資-10 稲敷市の部門別温室効果ガス現況排出量

5.1.2. 将来排出量（BAU）の推計

稲敷市の将来の温室効果ガス排出量（BAU：現況趨勢ケース）について、今後の追加的な対策を実施せずに推移した場合を想定し、稲敷市環境基本計画の目標年度である令和 11（2029）年の排出量を推計しました。

将来排出量（BAU）推計方法は、茨城県の最新年度の温室効果ガス排出量を、県全体の活動量に対する市の活動量の比率で按分して算出しました。部門別活動量の推計手法は表 資-8 に示します。

【推計式】

■ 稲敷市の将来排出量（BAU: 2029 年）

$$= \text{茨城県の炭素排出量（2017 年）} \times \frac{44}{12} \times \frac{\text{稲敷市の活動量推計値（2029 年）}}{\text{茨城県の活動量推計値（2029 年）}}$$

表 資-8 部門別活動量の推計手法

部門・分野		活動量の推計手法
産業部門	製造業	過去 10 年間の製造品出荷額の推移を踏まえて伸び率を設定。
	建設業・鉱業	過去 10 年間の建設業・鉱業従業者数の推移を踏まえて伸び率を設定。
	農林水産業	過去 10 年間の農林水産業従業者数の推移を踏まえて伸び率を設定。
業務部門		過去 10 年間の業務部門従業者数の推移を踏まえて伸び率を設定。
家庭部門		過去 10 年間の世帯数の推移を踏まえて伸び率を設定。
運輸部門		過去 10 年間の自動車保有台数の推移を踏まえて伸び率を設定。
一般廃棄物		江戸崎地方衛生土木組合における廃棄物について、焼却処理量、水分率、プラスチック類比率、焼却処理按分率（事務組合処理経費に対する市区町村分担金の割合）を、過去 10 年間の実績を踏まえて設定。

5.1.3. 将来排出量（対策ケース）の推計

稲敷市の将来の温室効果ガス排出量（対策ケース）について、地球温暖化対策に取り組んだ場合の排出量を推計します。

中期目標（2029 年）としては、地球温暖化対策計画（2016 年（平成 28 年）5 月 13 日閣議決定）において示された各部門・分野の取組について、地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠を参照し、全国の削減量を市の活動量で按分して算出しました。ここで、地球温暖化対策計画における対策の削減量は、2030 年時点の削減量ですが、中期目標である 2029 年もほぼ同様の数値になると想定して算出しました。

長期目標（2050 年）としては、国の地球温暖化対策計画の目標である「2050 年までに 2013 年度比 80%減」に準じて設定しました。

【推計式】

■稲敷市の将来排出量（対策:2029 年）

$$= \text{稲敷市の将来排出量（BAU:2029 年）} - \text{対策による削減量}$$

■対策による削減量

$$= \text{全国の温室効果ガス削減量（2030 年）} \times \frac{\text{稲敷市の活動量推計値（2017 年）}}{\text{全国の活動量推計値（2017 年）}}$$

6. 稲敷市環境基本条例

平成 31 年 3 月 27 日
条例第 1 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)
- 第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本施策
 - 第 1 節 施策の基本方針(第 8 条)
 - 第 2 節 環境基本計画等(第 9 条—第 11 条)
 - 第 3 節 基本施策(第 12 条—第 19 条)
 - 第 4 節 推進体制(第 20 条—第 22 条)
 - 第 5 節 霞ヶ浦及び流域河川環境の修復, 保全及び創造のための施策の推進(第 23 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者(以下「市民等」という。)の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における市民の健康で快適かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 現在及び将来において市民が本市の豊かな自然環境の恵みを享受できるよう、自然と人との共生を確保すること。
- (2) 健全で持続的な経済の発展を図りながら、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (3) 市、市民等の地域における日常生活や事業活動は、地球環境全体に影響を及ぼすものであること。

とを認識し、地球環境の保全に資する施策に積極的に参画すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する活動を積極的に推進し、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、事業活動を行うときは、資源及びエネルギーの有効利用を図り、廃棄物の適正な処理を行うとともに、その発生の抑制等を進めることにより環境への負荷の低減に努めなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者(観光、労働、就学その他の目的で本市の区域内に滞在する者をいう。)は、基本理念にのっとり市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力し、本市における活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本施策

第1節 施策の基本方針

(基本施策)

第8条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全及び創造に関する基本的な施策を総合的かつ計画的に実現するものとする。

- (1) 公害を防止し、大気環境、水環境、土壌環境その他の環境を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、安全な生活環境を確保すること。
- (2) 野生生物の種及びその多様性を保護するとともに、自然と人との共生を確保すること。
- (3) 森林、農地、水辺等における多様な自然景観及び歴史的文化的な遺産を良好に保全すること。
- (4) 地球環境の保全及び資源・エネルギーの有効利用を図ること。
- (5) 廃棄物の減量、リサイクル等の推進を図ること。
- (6) 市民の環境の保全及び創造に関する意識の高揚及び活動意欲の増進に寄与するため、環境の保全及び創造に関する学習の機会の充実に努めること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、稲敷市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するた

めに必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、稲敷市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 第3項及び前項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合性の確保を図り、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(環境に関する報告等)

第11条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるとともに、環境の保全及び創造に関する施策に市民等の意見を反映させるため必要な措置を講じるものとする。

第3節基本施策

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者がその事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全)

第13条 市は、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、かつ、市民等の参加又は協力を得て、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境を良好な状態に保全するように努めるとともに、野生生物の生育又は生息に配慮し、生態系の多様性の確保に努めなければならない。

(循環型社会への促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効活用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効活用に取り組むものとする。

3 市及び市民等は、環境への負荷の低減に資する製品等を利用するよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育、学習及び啓発の推進等)

第15条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これに関する活動が促進されるように、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の推進)

第16条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、市民等が情報交換し、又は連携するための機会の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等との協働の推進)

第17条 市は、環境基本計画に基づき、市民等とともにそれぞれの役割に応じて環境の保全及び創造

に資するための活動を協働して行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的助成措置)

第 18 条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減に係る施設の整備その他の環境の保全及び創造に関する活動を推進するため、必要があると認めるときは、経済的な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第 19 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、法令等の定め範囲内で次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 公害を防止するために必要な規制の措置

(2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に対する必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、法令等の定め範囲内で必要な規制及び指導の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 節 推進体制

(情報の収集及び調査の実施)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、公害の防止及び自然環境その他の環境の保全及び創造に関する事項について、情報の収集及び必要な調査を実施するよう努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する活動を市民等とともに協働して推進し、市の機関相互の緊密な連携及び環境の保全及び創造に関する施策の調整を図ることができるよう体制の整備等の必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境保全の推進及び国際協力)

第 22 条 市は、地球環境保全に関する施策を推進するとともに、国、他の地方公共団体及び民間団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 5 節 霞ヶ浦及び流域河川環境の修復、保全及び創造のための施策の推進

(霞ヶ浦及び流域河川環境の修復、保全及び創造のための施策の推進)

第 23 条 市は、霞ヶ浦及び流域河川環境の修復、保全及び創造に資するため、安全な水資源の確保に必要な窒素、りん等の削減による水質の汚濁の防止、自然環境の修復及び保全、良好な景観の保全及び形成並びに水辺等の自然と触れ合える拠点の整備等の施策の推進を図るものとする。

2 市は、前項に規定する施策の推進に資するため、霞ヶ浦及び流域河川環境の修復、保全及び創造に関する調査研究、情報の交換、人材の交流等の体制の整備を図るものとする。

3 市は、前 2 項に規定する施策の推進等に当たっては、国及び他の地方公共団体並びに事業者、市民、民間団体、研究者等との連携を図るものとする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

7. 稲敷市環境審議会 委員名簿

(令和3(2021)年2月26日現在) (敬称略)

区 分	委員名	役職名	
会 長	足立 哲夫	稲敷市商工会	事務局長
副会長	根本 脩	稲敷市農業委員会	会長
委員	長坂 太郎 (～2020.10.16)	新利根川土地改良区	理事長
	根本 作左衛門	稲敷農業協同組合	代表理事組合長
	熱田 勝義	茨城県建設業協会	竜ヶ崎支部副支部長
	伊藤 均	稲敷市議会	議員
	根本 浩	稲敷市議会	議員
	舘野 芳典 (～2020.1.31)	株式会社常陽銀行	江戸崎支店支店長
	鏡淵 洋 (2020.2.1～)	株式会社常陽銀行	江戸崎支店支店長
	生田 哲也	ネスレ日本株式会社	霞ヶ浦工場工務課課長
	朝見 祥一郎 (～2020.3.31)	丸大食品株式会社	茨城工場工場長
	杉山 直哉 (2020.4.1～)	丸大食品株式会社	茨城工場工場長
	高野 貴世志	バイオマス利活用推進 委員会	委員長
	斉藤 建男	稲敷市家庭排水浄化推 進協議会	会長
	坂本 勝己 (～2020.6.30)	江戸崎地方衛生土木組 合	環境センター長
	石田 稔 (2020.7.1～)	江戸崎地方衛生土木組 合	事務局次長
	櫻井 勝美 (2020.9.1～)	株式会社カスミ	江戸崎パンプ店長
	村松 卓 (2020.9.1～)	株式会社いずみや	代表取締役

8. 稲敷市環境基本計画策定庁内検討会議 委員

(令和3(2021)年2月26日現在)

課 名			
企画財政課	管財課	危機管理課	廃棄物対策室
農政課	まちづくり推進課	建設課	産業振興課
水道課	下水道課	学務管理課	指導室
生涯学習課	—	—	—

9. 稲敷市環境基本計画の策定経緯

年月日	会議等
令和2(2020)年2月12日(水)	第1回 稲敷市環境基本計画策定庁内検討会議 (1) 稲敷市環境基本計画の基本的事項について (2) 稲敷市の環境に関する課題と目指す環境像についての意見交換
令和2(2020)年2月19日(水)	第2回 稲敷市環境審議会 (1) 稲敷市環境基本計画の基本的事項について (2) 稲敷市の環境に関する課題と目指す環境像について
令和2(2020)年6月25日(木)	第2回 稲敷市環境基本計画策定庁内検討会議 (1) 稲敷市の環境に関する課題・重点施策について (2) 目指すべき環境像について (3) アンケート調査について
令和2(2020)年7月9日(木)	第3回 稲敷市環境審議会 (1) 稲敷市の環境に関する課題・重点施策について (2) 目指すべき環境像について (3) アンケート調査について
令和2(2020)年7月28日(火) ～9月30日(水)	環境に関するアンケート調査
令和2(2020)年9月29日(火)	第3回 稲敷市環境基本計画策定庁内検討会議 (1) アンケート調査結果 (2) 稲敷市環境基本計画骨子について (3) 重点プロジェクトについて

年月日	会議等
令和2（2020）年10月13日（火）	第4回 稲敷市環境審議会 (1) アンケート調査結果 (2) 稲敷市環境基本計画骨子について (3) 重点プロジェクトについて
令和2（2020）年10月27日（火）	第4回 稲敷市環境基本計画策定庁内検討会議 (1) 稲敷市環境基本計画素案について
令和2（2020）年11月9日（月）	第5回 稲敷市環境審議会 (1) 稲敷市環境基本計画素案について
令和2（2020）年11月26日（木）	第5回 稲敷市環境基本計画策定庁内検討会議 (1) 稲敷市環境基本計画素案について
令和2（2020）年12月17日（木）	第6回 稲敷市環境審議会 (1) 諮問 (2) 稲敷市環境基本計画素案について
令和3（2021）年1月27日（水）～ 2月15日（月）	パブリックコメントを実施
令和3（2021）年2月26日（金）	第6回 稲敷市環境基本計画策定庁内検討会議
令和3（2021）年2月26日（金）	第7回 稲敷市環境審議会

10. 諮問書及び答申書

(1) 諮問書

稲 環 発 9 5 号
令和2年12月17日

稲敷市環境審議会
会長 足立 哲夫様

稲敷市長 笥 信太郎

稲敷市環境基本計画の策定について（諮問）

稲敷市環境審議会条例第1条の規定に基づき、貴審議会に稲敷市環境基本計画について諮問します。

諮 問 理 由

稲敷市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来における市民の健康で快適かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とするため、平成31年3月に稲敷市環境基本条例を制定いたしました。

近年、予想を上回る速さで進展する少子高齢化や人口減少をはじめ、自然災害の激甚化など、本市を取り巻く環境は大きく変化し、その一方、世界的にSDGsや気候変動に社会的な注目が集まっており、行政に関わるありとあらゆる施策において、環境分野は密接に関係しています。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、ウイズコロナ・アフターコロナでのテレワーク・地方移住の推進等持続可能でレジリエントな地域づくりが求められています。

本市では、自然環境保全の視点での農林業の振興、鳥獣被害対策、もみ殻、稲わらの活用、山林の不法投棄、こどもから大人まで全世代への環境教育の推進などの環境面での課題の他、環境に配慮した災害対策、環境負荷の低減を考えたまちづくりなど環境と社会に関わる分野横断的な課題が顕在化しております。

このような状況の中、「第2次稲敷市総合計画」に示された基本構想の計画期間と合わせて、令和3（2021）年度～令和11（2029）年度までの今後9年間にわたって、目指す環境像を掲げ、その実現に向けて、市民、事業者をはじめ関係団体、市等の行政機関などが、それぞれ、または協働により、良好な環境の保全等に関する施策を総合的、計画的かつ効率よく推進するための基本となる「環境分野の総合計画」とするため、稲敷市環境基本計画について意見を求めるものです。

(2) 答申書

令和3年2月26日

稲敷市長
筧 信太郎様

稲敷市環境審議会
会長 足立 哲夫

稲敷市環境基本計画の策定について（答申）

令和2年12月17日付け、稲環発95号で諮問のあった標記の件について、本審議会として、次のような結論を得たので答申します。

答 申

1 稲敷市環境基本計画策定においては、国・県の環境基本計画、本市の総合計画等、環境基本計画の上位に位置する計画等を前提として、将来世代に残したい環境を明確にするために、「水と緑の豊かな自然をみんなで守り未来につなげるまち 稲四季（いなしき）」を目指すべき環境像として掲げました。

2 本市独自の環境を踏まえて、重点的に取組むべき施策については、本市の限られた人的資源や財政状況を踏まえると、複数の分野で取組効果が期待できるような取組を優先的に進めることが望ましいことから、そのような施策を抽出し、環境基本計画の重点プロジェクトとして具体的に整理しました。

3 本市の稲作を中心とした農業は、豊富な水と肥沃な土壌など自然環境の豊かな恵みのもとに成り立っており、市にとって非常に重要な産業であるため、農業の衰退は、産業としての活力低下にとどまらず、市域の環境の質を低下させ、自然からの恵みや調整機能などを享受できなくなることにつながります。そこで、農業の後継者確保にもつなげるため、農業従事者の負担を減らし、産業としての魅力を高めるような施策として「農業×環境 プロジェクト」を設定しました。

4 近年、全国各地で毎年のように大規模な風水害被害が発生し、長時間の停電を伴う被害も見られている中、本市では浸水リスク、土砂災害のリスク増加が懸念されます。また、災害時の避難所等での停電発生は、災害復旧の遅延につながり、また避難せざるを得ない市民の方の負担や

不安の増加につながります。そこで、稲敷市の自然環境を構成する水田地帯の機能を高めるための基盤整備を進めるとともに、樹林地の管理等を促し、環境の質の向上と防災力の向上につながる施策を推進することを本計画に示しました。また、災害時に避難所や活動拠点となる施設について、再生可能エネルギーを活用し、災害時にも自立的に電力等の供給が可能な施設整備を推進する「防災×環境プロジェクト」を設定しました。

5 将来を担う子どもたちへの教育を通して、将来の環境改善を目指すために、「環境教育の推進」を基本方針としました。また、学校等での教育にとどまらず、大人に向けた環境情報の発信も積極的に行い、環境問題に関する市民の理解を促し、日常生活および事業活動のなかで、環境保全のために行動を促すことを本計画に示しました。

稲 敷 市 環 境 基 本 計 画

令和3（2021）年3月発行

稲敷市市民生活部環境課

〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚 1570 番地 1

電話：029-892-2000（代）

稲敷市ホームページ

<http://www.city.inashiki.lg.jp>
